

令和４年度さいたま市立浦和高等学校いじめ防止基本方針

I はじめに

本校は全日制普通科の併設型中高一貫校である。各学年８クラスのうち、２クラス分は併設中学校から入学する。生徒が高い志を持ち、文武両道を目指す進学校である。

さいたま市立浦和高等学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第１３条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- １．学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ２．学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- ３．いじめる生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- ４．学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第２条）

- １．「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。
- ２．いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされているものとする。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。
 - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第２２条）

（１）目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を組織的かつ実効的に行うため組織する。

（２）構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、生徒会担当、各学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー 等

※生徒指導部が中心となる。

※必要に応じて、構成員以外の関係者（スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者、PTA役員等）を招集し、対応する。

（３）開催

ア 定例会を年度当初に１回と各学期に１回開催する。

イ 生徒指導部会議を定期的で開催する。（議題として、教育相談担当者会議等で集約したいじめに関する内容も扱う）

ウ 臨時部会を必要に応じて、必要な構成員で開催する。

（４）内容

【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの適切な判断を行う。

・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。

・学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む。）

２ 市高いじめ防止委員会

（１）目的

いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校づくりの意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

（２）構成員

風紀委員会（各クラスから２名選出された風紀委員）

（３）開催

年２回、原則として１学期および２学期の開催とする。

（４）内容

ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。

イ 話し合いの結果を学校に提言する。

ウ 提言した取組を推進する。

Ⅴ いじめの未然防止

本校は、全職員が、いじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識のもと、「学校いじめ防止プ

プログラム」を策定し、以下の取組を体系的・計画的に行い、併せて評価・改善を行っていく。

1 <学級担任・学年主任>

- ・学級担任は、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学級全体に醸成する。

2 <養護教諭>

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

3 <生徒指導担当教員（生徒指導部）>

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・外部関係機関と連携できる体制を整える。

4 <管理職>

- ・校長は、全校集会等でいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・教頭は、学校の教育活動全体を通じた人権教育の充実、体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

5 <渉外担当教員>

- ・保護者に対して、いじめ防止に関する本校の取組を周知するとともに、いじめに対する意識啓発を行う。

6 <人権教育推進委員会>

- ・各学年及び全校生徒対象の人権教育の内容を検討し、いじめ問題に関する教育を推進する。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

本校では、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

1 <生徒指導担当教員（生徒指導部）>

- ・「いじめに関するアンケート（生徒対象）」を各学期に1回実施する。
- ・「心と生活のアンケート」を年間1回以上実施し、アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。面談した生徒について、記録をとり保存する。
- ・生徒指導部生徒相談係は、定期的に教育相談担当者会議を開催し、生徒の情報を交換し共有する。理由なく3日以上連続して欠席した生徒については、この会議で取り上げる。

2 <養護教諭>

- ・スクールカウンセラーとともに相談体制を整備するなどして、生徒・保護者が相談しやすい環境づくりを進める。

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、「生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげ

ていく体制を整備する。

その上で、各役職に応じた適切な対応をとることとする。

1 <管理職>

- ・校長は、いじめ対策委員会を開催し、担任や学年職員、生徒と関わりのある職員を召集し、それぞれの情報を集約・整理して共有化を図り、速やかに対応する。

いじめ対策委員会を中心に、今後の対応や役割分担を確認させる。状況に応じて、事実確認の結果を、さいたま市教育委員会高校教育課に報告する。

- ・教頭は、校長の命を受け、いじめ対策委員会を開催し、担任や当該学年職員、生徒と関わりのある職員を召集し、それぞれの情報を集約・整理して共有化を図り、速やかに対応する。今後の対応や役割分担を確認する。

2 <教務主任>

- ・いじめ対策委員会の開催日時等の連絡及び調整を図る。

3 <学級担任等>

- ・事実の確認のため、情報収集を行う。関係生徒への支援・指導を行う。
- ・つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、今後の学校連携方法について話し合う。必要に応じ、管理職や学年主任も加わる。

4 <生徒指導担当教員（学年生徒指導部）>

- ・事実確認のため、情報収集を行う。

5 <学年主任>

- ・担当する学年の生徒の情報を収集し、学年担当職員間の情報共有に努めるとともに、教頭に報告する。

6 <生徒指導主任>

- ・生徒の情報を把握できる体制づくりをする。生徒の情報を全教員が共有できる体制を整備する。校内と校外の関係者間の連絡・調整を図る。

7 <生徒相談担当教諭>

- ・スクールカウンセラーや相談・医療機関との連携を図り、対応に困難がある場合のサポート体制を整備する。

8 <養護教諭>

- ・生徒の保健室への来室状況や健康状態を確認する。
- ・スクールカウンセラー、生徒相談担当と連携して生徒の来室状況を確認し、心のケア等必要な支援を行う。

9 <部活動顧問>

- ・事実の確認のため、情報収集を行う。

10 <保護者>

- ・子どもの様子を把握し、異変を感じた時は、直ちに学校に連絡し連携してあたる。

11 <地域>

- ・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

1. 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされてい

る疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

2. 生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果をさいたま市教育委員会に報告する。

※ さいたま市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。

＜学校を調査主体とした場合は以下のとおり進めること＞

- 1 校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、いじめ対策委員会を開催する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合は以下のとおりとする＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提供など、調査に協力する。

IX 研修

本校は、いじめの未然防止、早期発見、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、事案対応に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修を以下の通り実施する。また、「Ⅱ本校のいじめの問題に対する基本姿勢」にある、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実に向けた校内研修を実施する。

- 1 職員会議等で学校いじめ防止基本方針の周知徹底を図るとともに、年2回、いじめに係る問題についての校内研修を年間計画に位置づけて行う。
- 2 学校における情報モラル教育（個人情報扱い等）を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

X PDCAサイクル

本校は、いじめ防止等のための施策やいじめ防止基本方針について常に見直しを行い、改善に向けて検討を続ける。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期の決定
 - (1) 検証を行う時期は各学期とする。
- 2 いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施期間の決定
 - (1) いじめ対策委員会の開催時期：年度当初、7月、12月、2月とする。
 - (2) 校内研修等の開催時期：1・2学期とする。

XI 年間行事予定

	全 学 年
4 月	・生徒指導部講話〈内容にいじめ防止を含む〉(1学期始業式：2年3年生対象) ・いじめ防止教育(各学年) ・学校いじめ防止基本方針の提出 ・学校いじめ防止基本方針の施行 ・学校HPに学校いじめ防止基本方針を掲載して公表 ・【前期】代表生徒による「市高いじめ防止委員会」の開催 ・二者面談の実施
5 月	・学校評議委員会において基本方針の確認 ・【1学期】いじめ防止に関する職員研修会の実施 ・【年度当初】いじめ対策委員会の開催
6 月	・【1学期】生徒対象：いじめ実態調査アンケートの実施
7 月	・【1学期】いじめ対策委員会の開催〈1学期評価・改善検討〉
8 月	・いじめ防止教育(各部活動等)
9 月	・生徒指導部講話〈内容にいじめ防止を含む〉(2学期始業式) ・【2学期】いじめ防止に関する職員研修会の実施
10 月	・教員相互授業公開 ・人権教育講演会 ・【後期】代表生徒による「市高いじめ防止委員会」の開催 ・心と生活のアンケートの実施 ・三者面談の実施
11 月	・いじめ防止教育(各HR等) ・三者面談の実施 ・【2学期】生徒対象：いじめ実態調査アンケートの実施
12 月	・【2学期】いじめ対策委員会の開催〈2学期評価・改善検討〉
1 月	・いじめ防止教育(各HR等)
2 月	・【3学期】生徒対象：いじめ実態調査アンケートの実施 ・【3学期】いじめ対策委員会の開催〈①今年度の成果及び課題の検討 ②新年度の取り組みの検討〉 ・学校評議員会において次年度の学校いじめ防止基本方針の協議 ・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び学校HPで公表
3 月	・生徒指導部講話〈内容にいじめ防止を含む〉(終業式)